

浜松市立青少年の家 ボランティア規約

第1条 名称

浜松市立青少年の家（以下、「青少年の家」という。）が実施する事業に従事するボランティアを「浜松市立青少年の家ボランティアスタッフ」（以下、「ボランティアスタッフ」という。）と称する。

第2条 青少年の家が実施する事業

青少年の家が実施する事業とは、次のことをいう。

- (1) 主催事業
- (2) 環境整備
- (3) その他、青少年の家が定めるもの

第3条 規約の目的

本規約は、青少年の家が実施する事業において、青少年の家とボランティアスタッフの連携や意思疎通を図り、もって事業の円滑かつ効果的な推進に寄与することを目的とする。

第4条 登録要件

ボランティアスタッフは登録制とし、次の要件を満たすものとする。

尚、登録は所員の面談を以って決定する。

- (1) 青少年の家の実施する事業には、誠実かつ意欲をもって常に心身ともに健康で従事できること。
- (2) 青少年の家の関係法令及び本規約を遵守すること。
- (3) 政治、宗教、営利又は暴力的活動を目的としていないこと。
- (4) 原則として、中学生以上であること。
- (5) 個人として自主性を重んじ、自己啓発に取り組む姿勢があること。
- (6) 高校生以下の場合は保護者の同意があること。
- (7) 学生を除く新規登録希望者は同年度登録者の推薦、紹介があること。

第5条 登録方法

ボランティアスタッフを希望する者は、ボランティアに関する説明を受け、本規約に同意した上、「浜松市立青少年の家ボランティア登録カード」（以下、「登録カード」という。）に必要事項を記入の上、青少年の家に提出するものとする。青少年の家は前条の登録要件と合わせて、提出された登録カードの記載事項等を確認し受理すると共に、登録者本人への連絡を持って完了とする。

第6条 登録の有効期限

登録の有効期限は、登録日の属する年度末とする。

第7条 登録にかかる個人情報の取扱い

青少年の家は、ボランティアスタッフの登録にかかる個人情報を、本規約の目的を達成するためのみに使用し、目的外利用はしてはならない。

第8条 ボランティアスタッフの遵守事項

ボランティアスタッフは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 青少年の家との連携や意思疎通に努める。
- (2) すべての事業において、「安心・安全」を第一に従事する。
- (3) 青少年の家が指定する事業に関わる場合は、その円滑な遂行のため必ず事前打合せに参加する。
- (4) 青少年の家で得た資料や知り得た個人情報などのすべてについて、秘密保持の上、無断で公開又は漏えいしてはならない。また、ボランティア同士であっても同様とする。

- (5) 前号の規定は、登録期間中はもとより登録解約後であっても同様とする。
- (6) 貴重品の管理等は、自らの責とする。
- (7) 青少年の家が実施する事業において、個人もしくは属する団体等のいかなる宣伝や斡旋活動などをしてはならない。
また、集団を組織し他のボランティアに疎外感などの影響を与えてはならない。

第9条 登録の変更、解約

ボランティアスタッフは、登録カードに記載した事項に変更が生じた場合又は登録を解約する場合は、青少年の家に速やかに届け出るものとする。

第10条 登録の抹消

青少年の家は、次の事項に該当する場合、ボランティアスタッフの承諾の有無にかかわらず、登録を抹消することができる。

- (1) 青少年の家の活動等において、他者への誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為があった場合
- (2) 青少年の家の活動において、非行又は不正な行為があった場合
- (3) 一定の期間、参加確認等の連絡が行われなかった場合
- (4) その他、本規約のいずれかに違反した場合

第11条 参加の連絡

ボランティアスタッフは、青少年の家が実施する事業に参加する場合、指定の青少年の家メールアドレスへの参加可否の連絡をもって参加できるものとする。

ただし、事業の運営上、参加をお断りする場合がある。

第12条 損害賠償等

ボランティアスタッフは、本規約又は法令の定め違反したことにより、青少年の家又は他者に損害を与えた場合、当該損害について賠償する責任を負う。

また、青少年の家における活動の際の事故等により自らの所有物に損害が生じた場合であっても、青少年の家に賠償を求めることはできない。

第13条 本規約の変更等

青少年の家は、原則としてボランティアスタッフの承諾を得ることなく、本規約に新たな条文の追加又は変更を行うことができる。

本規約の追加又は変更は、青少年の家のホームページに掲載するなど周知徹底を図り同意の確認を行う。
追加又は変更後の規約に同意しがたい場合は、第9条により届け出るものとする。

第14条 その他

青少年の家は、ボランティアスタッフが青少年の家で実施する事業における事故等を補償するため、保険に加入するものとする。

附則

本規約は、平成27年7月1日より施行する。

平成28年3月17日一部改訂

平成30年3月31日一部改訂

令和3年4月1日一部改訂